

## 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する 調査研究協力者会議（審議まとめ）（令和 4 年 8 月 29 日）（抄）

### 第 3 章 取るべき対応策

#### 2. 指導体制の在り方

##### （1）教諭等の指導体制の確保と規模の規制の見直し

- 現行制度においては、教員数の定めについて「実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5人以上とし、かつ、教育上支障がないものとする」とされている（高等学校通信教育規程第 5 条）。これは、かつては、生徒数に応じて教員数が規定されていた<sup>11</sup>が、教育上支障がないことを前提としつつ、設置者・設置認可権者の判断で学校の実態に合った柔軟な教員配置を可能とするために、平成 16 年に規定の大綱化がなされたものである。
  
- 一方で、
  - ・ 通信制高等学校においては現在、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍し、自立した学習者として自学自習を行う勤労青年を対象の中心としていた時代とは異なる状況となっており、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行うなど、組織的な学習支援体制の整備が従来以上に求められていること
  - ・ 平成 16 年の教員定数に関する規定の大綱化後に設置された私立通信制高等学校では、旧規定を満たさない学校が 58%であるとの研究結果<sup>12</sup>も示されるなど、教員配置が不十分であると考えられる学校もあること
  - ・ 大規模な収容定員を有する通信制高等学校が増加し、また、依然として違法・不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も見られることから、設置者の判断に委ねるだけでは、十分な教員配置が実現できない可能性が高いこと
  - ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現していく必要があること

<sup>11</sup> 平成 16 年の大綱化前においては、実施校において通信制の課程に関する校務を整理する専任の教頭並びに通信教育を担当する専任の教諭、助教諭及び講師（常時勤務の者に限る。）の数の基準を「通信制の課程の生徒の数が三百人から千二百人までの場合は、五人に、生徒数が三百人をこえて百人までを増すごとに一人を加えた数」「生徒数が千二百一人から五千人までの場合は、十四人に、生徒数が千二百人をこえて百五十人までを増すごとに一人を加えた数」「生徒数が五千一人以上の場合は、四十人に、生徒数の増加に応じ、相当数を加えた数」としていた。

<sup>12</sup> 内田康弘・神崎真実・土岐玲奈・濱沖敢太郎「なぜ通信制高校は増えたのか—後期中等教育変容の一断面」（『教育社会学研究』第 105 集、2019 年、5-26 頁）より。

を踏まえれば、通信制高等学校の教育の質の向上を図るためには、指導体制を確実に確保していく必要がある。

- このため、通信制高等学校においても、生徒のケア等を担当する専門・支援スタッフと連携しつつ、クラス担任制のように、生徒一人一人の状況をしっかりと見て適切な対応を取ることができるように指導体制を整える必要がある。具体的には、専門・支援スタッフの配置や、多様なメディアを利用した学習に伴う面接指導等時間数の減免等が行われている場合であっても、教師が面接指導や添削指導の実施・評価や試験の採点・評価、専門家等と連携した生徒指導などを生徒一人一人の状況に応じてきめ細かく行う必要があることを踏まえれば、差し当たり、少なくとも生徒数 80 人当たり教諭等が 1 名以上必要であることを基準として設定していくべきである<sup>13</sup>。ただし、ここで強調しておくべきなのは、これは必要最低の基準であって、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍し、15 歳から 18 歳の生徒が増えるなど若年化している学校にあっては、決して生徒数 80 人当たり教諭等 1 人で十分ということではないということと、専門・支援スタッフとの連携が重要であるということである。通信制高等学校においては、生徒数 40 人当たり教諭等 1 人以上とされている全日制・定時制<sup>14</sup>以上に、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えていくことが重要であることを併せて適切に周知していくべきである。
- また、収容定員については、生徒一人一人の状況をしっかりと見て適切な対応を取ることができる指導体制・教育環境等が整っているかどうかことが重要であることから、設置認可の際に適切にこれを確認していくべきである。また、より特色ある教育の提供を可能とする観点からも、前述の必要な教諭等の数の設定と合わせて通信制課程の規模の下限を 240 人としている現行規定は撤廃していくべきである。

---

<sup>13</sup> この教諭等の数については、今後の研究の成果等を踏まえ、必要に応じて見直しを図っていくことが考えられる。

<sup>14</sup> 高等学校設置基準（平成 16 年文部科学省令第 20 号）第 8 条第 1 項において「高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする」とされている。